

## 坂戸市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに坂戸市監査基準に基づく監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年11月10日

坂戸市監査委員 関 口 万須美

同 森 田 文 明

### 1 監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監 査 の 対 象
令和7年10月10日	区画整理課、スポーツ推進課、学校教育課、教育センター
令和7年10月15日	廃棄物対策課、環境政策課、環境政策課（ガラス温室）、環境学館いづみ、図書館
令和7年10月20日	保育課、千代田保育園、薬師保育園、城山保育園、子育て支援センター、東坂戸保育園

### 2 監査事項

令和7年度における財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理の状況

### 3 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理の状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているか監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査執行の際口頭で述べたが、今後とも適正な執行に努められたい。